

別 紙

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金並びにこれらの適用方法（北海道C地区）

1. 運 賃

(1) 運賃の種類

- ① 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。以下同じ。）
- ② 時間制運賃

(2) 運賃額

- ① 距離制運賃
小 型 車 最初の1.4kmまで520円
爾後326mまで増すごとに 80円
時速10km以下の運行時間について2分0秒ごとに80円の割合
- ② 時間制運賃
小 型 車 30分ごとに2,580円

2. 距離制運賃の割増

(1) 割増の種類

- ① 深夜早朝割増
- ② 寝台割増

(2) 割増率

- ① 深夜早朝割増 距離制運賃の2割増
- ② 寝台割増 距離制運賃の2割増

3. 料 金

待 料 金

小 型 車 2分0秒ごとに 80円

4. 運賃及び料金の割引

(1) 割引の種類

- ① 身体障害者割引
- ② 知的障害者割引
- ③ 精神障害者割引
- ④ 特定疾患医療受給者割引
- ⑤ 被爆者割引
- ⑥ 戦傷病者割引
- ⑦ 遠 距 離 割 引

(2) 割 引 率

- ① 身体障害者割引 (ア) 距離制運賃及び料金の1割引
(イ) 時間制運賃の1割引
- ② 知的障害者割引 (ア) 距離制運賃及び料金の1割引
(イ) 時間制運賃の1割引
- ③ 精神障害者割引 (ア) 距離制運賃及び料金の1割引
(イ) 時間制運賃の1割引
- ④ 特定疾患医療受給者割引 (ア) 距離制運賃及び料金の1割引
(イ) 時間制運賃の1割引
- ⑤ 被爆者割引 (ア) 距離制運賃及び料金の1割引
(イ) 時間制運賃の1割引
- ⑥ 戦傷病者割引 (ア) 距離制運賃及び料金の1割引
(イ) 時間制運賃の1割引
- ⑦ 遠 距 離 割 引 距離制運賃の7,000円を超えた額に対して1割引

5. 運賃及び料金の適用方法

(1) 車種区分

車種区分は、次のとおりとする。

① 特定大型車

普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。
ただし、特種車両（福祉）を除く。

② 大型車

普通自動車のうち排気量2.5リットルを超えるもので、乗車定員6名以下のもの。
特種車両（福祉）であって乗車定員7名以上のもの。

③ 中型車

普通自動車のうち排気量2.5リットル以下のもの又は小型自動車で、乗車定員6名以下のもの。（小型車に該当する自動車及び電気自動車を除く。）
普通自動車又は小型自動車のうち、電気自動車であって、乗車定員6名のもの。
特種車両（福祉）であって乗車定員6名以下のもの。

④ 小型車

小型自動車のうち自動車の長さが4.6m未満で乗車定員5名以下のもの。（ハイブリッド自動車及び電気自動車を除く。）
普通自動車のうち排気量2リットル以下のもの又は小型自動車のうち、ハイブリッド自動車であって、乗車定員5名以下のもの。
普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、電気自動車であって、乗車定員5名以下のもの。
特種車両（福祉）であって軽自動車のもの。

(注1) 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則第2条の定めによる。

(注2) 電気自動車とは、内燃機関を有しない電動機を有する自動車をいう。

(注3) 特種車両（福祉）とは、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車をいう。

(注4) ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

(2) 距離制運賃

① 距離制運賃は、旅客の乗車地から降車地までの実車走行距離及び時間に対して收受するものとする。

② 距離制運賃は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額により收受するものとする。

③ 距離制運賃の收受にあたっては、旅客の降車地点に停車後直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示金額により行うものとする。

(3) 時間制運賃

① 時間制運賃は、営業所等において時間制運賃による特約がある場合に適用するものとする。

② 時間制運賃は、時間制運賃は旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じて收受するものとする。
ただし、旅客の責に帰することが出来ない事由によって超過した時間は、運賃計算上の時間に算入しないものとする。

③ 時間制運賃は30分単位とし、30分未満の端数が生じたときは切り上げるものとする。

④ 時間制運賃には、運賃の割増及び料金は適用しないものとする。

(4) 深夜早朝割増

- ① 運賃の割増は、距離制運賃を適用する場合で22時から翌日の5時までの間における運送に対して適用するものとする。
 - ② 割増運賃は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額により收受するものとする。
- (5) 寝台割増
- ① 運賃の割増は、距離制運賃を適用する場合で寝台専用の固定した設備を有する車両が、当該設備を使用する運送に限り、年間を通じて適用するものとする。
 - ② 割増運賃は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額により收受するものとする。
- (6) 待料金
- ① 待料金は、距離制運賃を適用する場合であって旅客の要請によって車両を待機させた時間に対して適用するものとする。
 - ② 待料金は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額により收受するものとする。
- (7) 身体障害者割引
- ① 身体障害者割引は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該手帳を提示した時に適用する。
 - ② 割引の対象区間は、身体障害者自身が乗車した区間とする。
 - ③ 距離制運賃及び料金の割引運賃額は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - ④ 時間制運賃の割引運賃額は、上記1.(2)の②及び5.(3)により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (8) 知的障害者割引
- ① 知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳を提示した時に適用する。
 - ② 割引の対象区間は、知的障害者自身が乗車した区間とする。
 - ③ 距離制運賃及び料金の割引運賃額は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - ④ 時間制運賃の割引運賃額は、上記1.(2)の②及び5.(3)により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (9) 精神障害者割引
- ① 精神障害者割引は、精神保健福祉法に基づく精神障害者手帳の交付を受けている者で、当該手帳を提示した時に適用する。
 - ② 割引の対象区間は、精神障害者自身が乗車した区間とする。
 - ③ 距離制運賃及び料金の割引運賃額は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - ④ 時間制運賃の割引運賃額は、上記1.(2)の②及び5.(3)により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (10) 特定疾患医療受給者割引
- ① 特定疾患医療受給者割引は、難病法に基づく特定疾患医療受給者証の交付を受けている者で、当該受給者証を提示した時に適用する。
 - ② 割引の対象区間は、特定疾患医療受給者自身が乗車した区間とする。
 - ③ 距離制運賃及び料金の割引運賃額は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - ④ 時間制運賃の割引運賃額は、上記1.(2)の②及び5.(3)により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (11) 被爆者割引

- ① 被爆者割引は、被爆者救援法に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者で、当該手帳を提示した時に適用する。
 - ② 割引の対象区間は、被爆者自身が乗車した区間とする。
 - ③ 距離制運賃及び料金の割引運賃額は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - ④ 時間制運賃の割引運賃額は、上記1.(2)の②及び5.(3)により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (12) 戦傷病者割引
- ① 戦傷病者割引は、戦傷病者特別救援法に基づく戦傷病者健康手帳の交付を受けている者で、当該手帳を提示した時に適用する。
 - ② 割引の対象区間は、戦傷病者自身が乗車した区間とする。
 - ③ 距離制運賃及び料金の割引運賃額は、車両に取り付けられているタクシーメーター器の表示金額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - ④ 時間制運賃の割引運賃額は、上記1.(2)の②及び5.(3)により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (13) 遠距離割引
- ① 遠距離割引は、7,000円を超える運送について適用する。
 - ② 遠距離割引の運賃等の額は、タクシーメーター器の表示金額のうち7,000円と、これを超える額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。
- (14) 割引の重複適用
- ① 身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引、特定疾患医療受給者割引、被爆者割引又は戦傷病者割引と、遠距離割引とは、重複して適用するものとする。
 - ② 割引が重複して適用される場合の運賃等の額は、各割引制度ごとに求められた割引額の合計をタクシーメーター器の表示金額から減じた額とする。
- (15) その他
- ① 運賃の計算上生じた10円未満の端数は、10円単位に四捨五入するものとする。
 - ② 有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から特別の負担を求められた場合には、その実費を旅客の負担とする。
 - ③ 深夜早朝割増及び寝台割増は、重複して適用できないものとする。
 - ③ 身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引、特定疾患医療受給者割引、被爆者割引及び戦傷病者割引は、重複して適用できないものとする。
 - ④ 深夜早朝割増又は寝台割増を適用した場合の初乗り運賃は、小型車520円とする。

6. 適用地域

函館運輸支局管内